

新潟市教育委員会 令和8年7月 定例会会議録				
日 時	令和8年7月21日(火) 午前10時30分			
場 所	新潟市役所 ふるまち庁舎 4階 教育会議室1			
教育長	夏 目 久 義			
出席委員 (7名)	石 坂 学		出席委員	立 松 有 美
	神 林 むつみ			池 主 透 子
	小 見 直 樹			
	渡 部 雄一郎		欠席委員	和 田 有 子
	高 橋 誠 一			
会議出席 教育委員会 事務局職員 (6名)	職・氏 名		職・氏 名	
	教 育 次 長	丸 山 明 生		
	教 育 次 長	山 本 正 雄		
	教 育 総 務 課 長	梅 田 綾 里		
	学 校 人 事 課 長	相 馬 直 子		
	学 校 支 援 課 長	内 藤 浩 悟		
	教 育 総 務 課 補 佐	戸 塚 剛		
他部署 出席者(0名)				

開会	時 刻	午前 10 時 30 分
	宣 言 者	教育長
付議事件 (3 件)	議案第 13 号	令和 9 年度使用新潟市立特別支援学校・特別支援学級用一般図書の採択について
	議案第 14 号	令和 9 年度使用新潟市立新星中学校用教科用図書採択に関する基本方針について
	議案第 15 号	教職員の人事措置について
報告 (0 件)		
協議会 (1 件)	教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価(案)について	

第1 開会宣言

○教育長

午前 10 時 30 分 開会を宣言する。

これより 7 月教育委員会定例会を開催いたします。

本日、報道関係者より委員会を撮影及び録音したい旨の申し出がありますが、これを許可することにご異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

それでは、許可することで決定します。

会議録署名委員の指名

○教育長

日程第 1「会議録署名委員の指名」を行います。新潟市教育委員会会議規則第 11 条により、会議録署名委員に高橋委員及び立松委員を指名します。

第 2 付議事件

○教育長

次に、日程第 2 付議事件に入ります。

はじめに、議案第 13 号 令和 9 年度使用新潟市立特別支援学校・特別支援学級用一般図書の採択について、学校支援課から説明をお願いします。

○学校支援課長

お願いいたします。議案第 13 号 令和 9 年度使用新潟市立特別支援学校・特別支援学級用教科用図書の採択について説明いたします。

特別支援学校・学級においては、その障がいにより、教科書目録に登載の教科書が適さない場合には、学校教育法附則第 9 条の規定により、教科書目録によらない図書を教科用図書として使用することができます。このことを、通称、一般図書と呼んでおります。

一般図書の採択について、文部科学省の通知では、十分調査研究を行い、児童生徒の障がいの種類、程度、能力に応じた適切な図書を採択することとしています。

2 ページの審議委員会の答申をご覧ください。まず、令和 9 年度使用の特別支援学校・特別支援学級用教科用図書については、6 月の教育委員会の諮問を受けて、調査員の調査研究をもとにした教科用図書審議委員会で審議されました。その際、「記」の丸印に基づき、慎重に審議し、答申がなされました。

調査部会では、3 ページに示されている、1 の(1)の観点に示されている①から④をもとに、文部科学省の一般図書一覧にある 319 冊の図書について調査研究を行いました。その結果、4 ページ 3 の表にある通り、364 冊を選びました。

そして、様々な児童生徒の実態に対応できるよう、1 冊 1 冊について、段階を A・B・C の 3 段階に分け、図書としての特徴、教科用図書としての良さや活用方法などを参考情報として記述いたしました。

このことについては、5 ページより一覧でお示ししてあります。

なお、一般図書の調査研究に当たっては、本年度も小・中学校、特別支援学級の保護者、特別支援学校小・中学部の保護者から調査員を引き受けていただきました。保護者としての考えや要望を検討や協議の場に出していただき、調査研究が大変深まったことをご報告いたします。

以上でございます。ご審議よろしく願いいたします。

○教育長

新潟市立特別支援学校及び学級用の一般図書については、推薦された図書が提示をされています。A・B・C3 段階につきましては、障がいの程度に応じてということになっています。委員の皆様には、事前に調査結果報告をもとに、見本を実際に手に取ってご覧いただいています。

それぞれからご意見、ご質問等ございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、小見委員。

○小見委員

私は、出版社名が成美堂出版、図書名が『いちばんわかりやすい小学生のための学習日本地図帳』ということで、この内容について確認させていただきました。

内容としては、目次構成が日本の全体像を7つの地方ブロックに分けて、詳細な情報が整理されていて、検索しやすく、調べやすいかたちになっているというふうに確認いたしました。非常に系統的に整理されている印象を受けました。写真や衛星画像等を多用し、興味を引く内容となっており、かつコメントも簡潔で漢字にすべてルビが振ってあるなど、発達段階に応じた十分な機能を備えているというふうに理解できました。

あとは付録に、47 都道府県ごとに各県の形状や代表資源、特徴などが示されているカルタ形式のものが表示されておりまして、これはこどもたちにとって、興味深く学ぶ姿勢が導かれるのではないかとということで、非常に創意工夫されているなと感じたところです。以上です。

○教育長

ありがとうございます。では、高橋委員お願いいたします。

○高橋委員

付議の 13 ページ、生活(社会)になります。『はっけんずかん のりもの改訂版』ということで、学研のものです。段階としてはCです。

これを手でめくるのですけれども、乗り物の中を手でめくってみて、こどもたちが発見することで楽しめる仕組みになっているということです。イラスト面も、鮮明な写真がたくさんあって、乗り物がたくさん載っていて、もしかすると将来の就職先の憧れの乗り物になるのではないかとこのふうにも思います。

指で動かすことによって、めくるのはちょっと手間かと思いますが、めくすることで視覚だけではなくて、脳にも影響があるのではないかと思います。

大人でも乗り物に対して再発見できるような本で大変良かったです。

○教育長

他の皆さんいかがでしょうか。それでは神林委員お願いします。

○神林委員

私は、7 ページの生活(理科)から、9 ページの生活(家庭)までの 52 冊の中から、この『たべられるしょくぶつ』福音館書店のものを選びました。

この本には、10 種類の野菜が種から雄花・雌花と、それぞれどのように野菜になっていくのかが分かりやすく描かれていて、絵とお話で学べる食育にもってこいの、図鑑に近い本でした。絵が少し古いように思われたので、公共の図書館にあるのだろうか調べたところ、[かがくのとも]の月刊誌として、まだ4冊ありました。絵本としては15冊所蔵されていました。

この[かがくのとも]の月刊誌というのは、この『たべられるしょくぶつ』が、通

巻2号目で、1号目がこの『しっぽのはたらき』です。[かがくのとも]で好評なのが絵本になるという関連があつて、これは早くに、3年くらい後にすぐ絵本になりました。ですので、ちょっと古いと言ってはいけないのですけれども、この[かがくのとも]というのは、1969年の4月から月刊誌として出ている本で、さっきも申し上げたように、この『たべられるしょくぶつ』は通巻2号目です。1号目も絵本化されていて、私はよく使っていました。ですので、絵が古いなんて言つてすみませんということです。なぜ「こんなに古い！」と思つたのかというと、今の本は写真みたいな本が多いのです。これが1番最新号の今年の7月号で、もう通巻688号です。これが6月号です。こうやって見比べると、ちょっと古くさい絵のような気がしますよね。ですが、この『たべられるしょくぶつ』はこどもたちにはとても分かりやすく書かれています。

[かがくのとも]は、長年にわたつて(50年以上)続いている本で、この『たべられるしょくぶつ』は60刷り以上されている本なのです。ですので、15冊しかないというのがちょっと不思議に思ふくらいです。この歴史ある[かがくのとも]の『たべられるしょくぶつ』は、絵本で理科の勉強ができる、教科本としても素晴らしい本だと思いました。以上です。

○教育長

ありがとうございます。委員の皆さんいかがでしょうか。では、渡部委員。

○渡部委員

私は生活(理科)の中から、段階Aの『ほんとおおきさ動物園』を選ばせていただきました。

中を開くと全部実物大になっていて、私はちょっと動物が苦手なので、人によっては気持ち悪いと思うかもしれませんが、実物大で載っているのも、こどもたちにとってはすごく面白い本なのかなというふうに思いましたし、細かいコメントもあるので、先生と、保護者と、コミュニケーションにも活用できるかなというふうに思いました。

視覚的な分かりやすさとか実物大の迫力によって、児童生徒の本を好きになるという気持ちが促進されるのかなというふうに思いましたので、非常に面白い図書でした。以上です。

○教育長

ありがとうございます。はい、立松委員。

○立松委員

付議10ページの、国語の区分B、『よみかた絵本』になります。

中学生の特別支援なのですが、いろいろなタイプのいろいろな特徴をもつたお子さんがいらっしゃると思うのですけれども、まず、絵の輪郭がはっきりとしているということで、形が捉えやすいということと、文章にリズムがあつて読みやすいので、覚えやすいということ。「お」だったら「お」で、片仮名もあるし、それに関する「お」を頭にした語彙がたくさんあるので、その部分で言葉が増えていくのではないかなというふうに思います。あとは光るのが苦手だったり、めくる時の紙の質感等も、特別支援の子たちはとても敏感だったりするので、これは光らない絵本なのでそういう光に敏感な子たちは手に取りやすいかなと思うのと、ページが厚いのでめくりやすいというようなところが、特別支援のこどもたちにとっては良いのではないかなと思いました。以上です。

○教育長

ありがとうございます。では、池主委員。

○池主委員

私は、福音館書店の『ひもほうちょうもつかわない平野レミのおりょうりブック』生活(家庭)のBです。付議の17ページにあります。

これは、火も包丁も使わないということで、危ないから火とか包丁を触ったら駄目ということではなくて、安全に取り組めるお料理の提案を、すごく分かりやすく、親しみやすいイラストで紹介しているものです。これは要するに、平野さんのご家族で取り組んでいる本で、和田誠さんも監修をなさっていて、息子さんたちが絵を描いているというものになっています。載っている料理、バターご飯ですとか、「それって料理なの」というようなものを紹介しているのですが、そういう料理を最初に取り組むことによって、どんどん発展的にいろいろなレシピを増やしていったりできそうなのところも良いですし、卵の割り方ですとか、缶の開け方という、本当に初めて料理をする人に対して、「これどうしたらいいの」ということを教えてくれているということで、きめ細やかさが見られるというのが非常に良いのではないかなというふうに思いました。

料理を作ることと、皆で一緒に食べるということの楽しさが伝わる良書であるなと思いました。以上です。

○教育長

ありがとうございます。では、石坂委員。

○石坂委員

私は、付議7ページを中心に見させていただきました。特別支援学校用教科書の小学校の算数です。

算数は難しいよなと思いながら見ていたのですが、この中で、『ゆつくり学ぶ子のための「さんすう」1～5』というシリーズがございます。BからCの区分なのですが、この『ゆつくり学ぶ子のための「さんすう」1～5』のシリーズは、児童がつまずきやすい内容を段階的に学べるよう、系統的に構成されたシリーズだなというふうに見受けられます。

例えば、さんすう3では、これCなのですけれども、さんすう2で学んだ5までの足し算、5というのは片手の指の5本で操作できるという意味ですけれども、足すと5を超える数を扱っているのです。そうすると、5や10を一括りにすると整理しやすい、こういう考え方を導入して、その後の2桁の足し算につなげています。こういうような5を一括りにするという考え方です。このようにして、「指の数を超える数でも計算できるんだよ」というようなこと、「こうやってやるとまとめやすいんだよ」ということを整理している、そういう段階の本です。

このことによって、位取りという数字を書く位置によって大きさを表す方法を学んで、0から9までの10個の数字で、どんな大きさの数でも表現できるということを理解していくことにつなげています。非常に算数・数学的な考え方に迫るわけです。

また、これの良いところは、見開きがほぼ1単位になっているのですが、この時に書き込みをしたり、挿絵等で視覚的に理解しやすいようにしていることはもちろんなのですけれども、教える側にも小さい字で指導のポイントが書かれているのです。これがなかなか秀逸で、先生方が何をこどもたちにつかませればいいのかということをきちんと教えているのです。これが教科書の代わりになる大事な部分で、算数の基礎基本を、児童一人一人の理解の状況に応じて段階

的に学ぶことができる教材ではないかなと思いますので、特別支援の教科書として、とても適切だと考えました。以上です。

○教育長

ありがとうございます。それぞれからご意見をいただいておりますが、ご質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。もちろん他にもご覧になっている本もあるかもしれませんが、それでは学校支援課からお願いします。

○学校支援課長

多くの本を手にとっていただきまして、熱心に見ていただきまして、大変ありがとうございました。

○教育長

それでは、記載されています教科用図書、一般図書を令和9年度使用新潟市立特別支援学校及び学級用一般図書として採択としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、児童や生徒に接している現場の教員、保護者の方々の意見をきちんと反映されているということでありますので、これで採択といたします。

議案第13号については承認となります。

次に、議案第14号 令和9年度使用新潟市立新星中学校用教科用図書採択に関する基本方針について、学校支援課から説明をお願いします。

○学校支援課長

基本方針に入る前に説明をさせていただきます。来年度開校する夜間中学校、新潟市立新星中学校の教科用図書についてです。

夜間中学校では、学校教育法施行規則第56条及び79条等により、中学校段階において、中学校の教育課程で学ぶ他、小学校の内容の一部を取り扱う、特別の教育課程を編成することができます。このことにより、中学校の教科用図書の他に、生徒の実情に応じて小学校の教科用図書を使用することができます。そのため、その採択が必要となります。

本来であれば、4月の定例会で他の学校種と同様に基本方針を議決いただくところでありましたが、今年度は夜間中学校新設の準備の関係で、今回の7月定例会での確認となっております。ご了承いただければと思います。

それでは基本方針の方になります。付議19ページをご覧ください。

新潟市立新星中学校用教科用図書に関する基本方針についてです。

1 新潟市立新星中学校用教科用図書は、中学校用教科用図書採択及び、小学校用教科用図書採択に関する基本方針と同様です。

なお、中学校用教科用図書及び小学校用教科用図書は、それぞれの採択の方針で令和8年度と同一の教科用図書を採択することとなっており、それについては、4月の定例会で議決いただいております。以上です。

○教育長

ただいまの説明にご質問やご意見がありましたらお願いします。

○石坂委員

教科書は当然、新潟市の小学校で使う教科書、それから新潟市の中学校で使う教科書、これは選定させていただきますけれども、この新星中学校については、その中から個人個人、生徒一人一人の段階に応じて、ある子は小学校の教科書を使ったり、中学校の教科書を使ったりということで、学年や校種を一人一人の実態に応じて採用していくという考え方、理解でよろしいでしょうか。

○学校支援課長

はい、おっしゃる通りです。

○石坂委員	分かりました。適切なことだと思いますので、ぜひ一人一人の実態に応じた使いやすいものを選んでいくという基本的な考え方を大事にいただければと思います。
○学校支援課長	はい、ありがとうございます。
○教育長	他にはいかがでしょうか。
○神林委員	教科書があると、その参考図書というのがありますよね。国語だったら、昔話の単元に入った時には、昔話だったらこんな本があるというのは、ある程度教科書の中で紹介されているのです。参考図書というのは、割とどの学校も図書室に置いてあるのです。だから教科書が変わると大変なことになるのですけれども、そういう参考図書の用意というものはある程度されることになるのでしょうか。
○教育総務課	夜間中学開設準備室でございます。図書室につきましては、明鏡高校の図書室を併用させていただくという予定にしております。ただし、なにぶん高等学校でございますので、もしかすると小学校用の図書というのは今のところ置いていない可能性がございますが、近くにほんぽーと等がございますので、こちらのものについては、取り寄せる等して対応してまいりたいと思います。
○神林委員	それでは司書さんは高校の司書さんが兼ねてくださるということですか。
○教育総務課	司書につきましては、今のところ兼務という予定はしていないのですけれども、必要に応じて高校の方とも連携しながら対応してまいりたいというふうに思っています。
○神林委員	小学校の司書さんは参考図書が学校にあまりない場合は、ほんぽーとから学校で100冊借りられるもので、問い合わせ借りでくださるのですよね。ですので、高校の司書さんと、絵本とか小中学校の本の認識が少し薄いかなと思って少し心配なのでお願いしたいのですが。
○教育総務課	いただいたご意見を参考に検討してまいりたいと思います。
○教育長	ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは、議案第14号について、承認してよろしいでしょうか。 (異議なし) それでは、議案第14号について、承認することとします。 次の、議案第15号 教職員の人事措置については、人事案件であることから、非公開としたいと思います。ご異議ありませんでしょうか。 (異議なし) それでは公開案件の終了後に非公開案件として再開し、審議いたします。 続きまして、日程第3 次回日程について、教育総務課から説明をお願いします。
第3 次回日程	
○教育総務課長	8月につきましては、8月28日(金)、時間は午後3時30分からを予定しています。
第4 定例会一時閉会	
○教育長	これで定例会を一旦閉会し、日程第5 協議会に移ります。

第5 協議会

○教育長

協議事項の教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価(案)についてですが、市議会へ公表前であることから非公開としたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

それでは公開案件の終了後に非公開案件として再開し、協議いたします。

第6 公開終了

○教育長

以上で、公開案件を終了します。これより定例会を非公開といたします。傍聴人・報道はご退席ください。

(退席を確認)

第7 付議事件(非公開)

第8 定例会閉会

○教育長

これで定例会を閉会します。

第9 協議会(非公開)

第10 協議会閉会

○教育長

これで協議会を閉会します。

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

高橋 誠一

署名委員

立松 有美